

# 長崎県水産部及び土木部所管建設工事郵便入札試行要領

平成20年 8月12日 20漁第191号

20建企第331号

## (趣旨)

第1条 この要領は、長崎県水産部及び土木部が一般競争入札により発注する建設工事(建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。)において、入札参加者が入札書等を、直接持参することなく、郵送により提出する入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 入札書等

入札書、技術提案入札書(長崎県建設工事総合評価落札方式(標準型)試行要領適用工事のみ)、工事費内訳書(入札公告により提出が義務付けられている場合のみ)及び競争参加資格確認通知書の写し(事後審査型入札では、受理された競争参加資格確認届出書の写し)をいう。

## (適用)

第3条 この要領は、次に掲げる手続について適用する。これ以外の手続については、各々の入札方法の要領による。

### (1) 入札書等の提出

### (2) 入札書等の受領

### (3) 開札

## (対象工事)

第4条 郵便入札の対象とする建設工事は、長崎県水産部及び土木部が発注する長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(平成15年長崎県告示第780号)第2条第1号に規定する建設工事のうち、機能上電子入札システムが対応していないこと、または、一時的に電子入札システムの運用を停止していることにより電子入札により実施できない建設工事とする。

## (入札参加者への周知)

第5条 入札にあたっては、入札公告により、入札参加者に次の事項について周知する。

- (1) 郵便入札の対象工事であること
- (2) 入札書等の提出方法

(見積期間)

第6条 郵便入札における見積期間の設定にあたっては、原則として長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)、入札書等の提出締切日及び開札日を算入しないこと。

(入札書等の提出方法)

第7条 入札参加者は、入札書等を次に掲げる方法により郵送で提出しなければならない。

- (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
  - (2) 内封筒には、入札用封筒(長崎県建設工事執行規則(昭和49年長崎県規則第30号)様式第5号)を使用し、入札書を入れること。
  - (3) 外封筒には、入札書等を入れ、封筒の表面に、開札日、工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、共同企業体代表者の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、郵送により提出しなければならない。
- 2 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、入札公告で指定された提出先に郵送しなければならない。
- 3 指定の提出方法以外の入札書等は受理しないものとする。

(入札書等の提出期間等)

第8条 入札書等の提出期間は、休日を除く5日間とする。なお、提出締切日は、原則として開札日の前日(その日が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。)とする。

- 2 入札書等は、提出締切日時までに必着とし、入札公告で指定された提出締切日時を過ぎて到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(入札書等の管理等)

第9条 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。

- 2 入札書等の到着の確認の問い合わせについては、郵便事業株式会社への問合せ又は郵便事業株式会社による郵便追跡システムで確認できることから、一切応じないものとする。

る。

- 3 一度提出された入札書等の書換え、引換え、又は撤回は認めないものとする。
- 4 受領した入札書等は、入札執行ときまで、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

#### (開札の立ち会い)

第10条 入札参加者のうち開札への立ち会いを希望する者がある場合は、これを認めるものとする。この場合において、当該入札参加者が代理人を立ち合わせるときは、立ち会いに係る委任状を提出させるものとする。

- 2 前項において開札への立ち会いを希望する入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない県の職員を立ち合わせものとする。

#### (開札)

第11条 開札は、入札公告に記載した開札の日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札の結果、落札者(事後審査型入札の場合は、「落札候補者」とし、総合評価落札方式の場合は、「落札仮決定者」とする。以下「落札者等」という。)となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、落札者等の決定を保留のうえ、入札執行者が指定する日時及び場所においてくじを引かせて落札者等を決定するものとする。この場合において、当該入札参加者が代理人にくじを引かせるときは、くじ引きに係る委任状を提出させるものとする。

- 3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。

- 4 開札の結果、総合評価を行うため又は談合情報があったため又は入札結果に不自然さがあったため等の理由により、落札者等の決定を保留する場合は、保留通知書(様式第1号)により全入札参加者に通知すること。

#### (入札の無効)

第12条 同一人から2通以上の入札書が到達した場合は、そのいずれの入札も無効とする。

#### (入札の延期等)

第13条 契約担任者は、郵便入札において、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し若しくは取り止めることができるものとする。

- 2 前項の場合、入札の延期は日時変更通知書(様式第2号)により、入札の取り止めは取止め通知書(様式第3号)により、全入札参加者に通知するものとする。

3 第1項により入札を取り止めた場合は、入札書等は普通郵便で当該入札者に返送するものとする。ただし、不正な行為等により入札を取り止めた場合を除く。

(入札不調)

第14条 落札者等がない場合は、入札を取り止めるものとし、取止め通知書により、全入札参加者に通知するものとする。

(落札者等の決定等)

第15条 落札者等を決定した場合及び落札者を決定した場合は、各々の入札方法の要領に定める通知書により通知するものとする。なお、総合評価落札方式以外の場合において、落札者等を決定した場合は、各々の入札方法の要領に定める通知書にランダム係数、予定価格及び最低制限価格を加えて通知するものとする。

(異議の申し立て)

第16条 郵便事故等により入札書等が提出締切日時までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(費用負担)

第17条 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年8月11日以降に入札公告を行う建設工事に適用する。

平成 年 月 日

（株） 建設

代表取締役 様

契約担任者

### 郵便入札対象工事に係る保留通知書

さきに入札しました下記工事につきましては、下記の理由により保留とします。  
なお、結果につきましては、別途通知します。

#### 記

- 1 入札公告日 平成 年 月 日
- 2 工事番号 第 号  
工事名称 工事
- 3 工事場所 市 町
- 4 開札日時 平成 年 月 日 時 分
- 5 理由 のため。

総合評価を行うために保留する場合には、本通知書に（別紙）を添付すること。

( 別紙 )

工事番号	
工事名称	

1. ランダム係数、予定価格及び最低制限価格

ランダム係数 ( 予定価格 )	
ランダム係数 ( 最低制限価格 )	
予 定 価 格	
最低制限価格	

2. 全入札参加者の入札金額

入 札 参 加 者 名	入 札 金 額
建設 ( 株 )	, ,
建設 ( 株 )	, ,

総合評価を行うために保留する場合に保留通知書に添付すること。

平成 年 月 日

（株） 建設

代表取締役 様

契約担任者

### 郵便入札対象工事に係る日時変更通知書

下記工事につきましては、下記の理由により日時の変更をします。

#### 記

1 入札公告日 平成 年 月 日

2 工事番号 第 号

工事名称 工事

3 工事場所 市 町

4 日 時

変更項目	変更前	変更後
入札書提出締切日時	平成 年 月 日 時 分	平成 年 月 日 時 分
開札日時	平成 年 月 日 時 分	平成 年 月 日 時 分

5 理由 のため。

様式第3号（第13条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（株） 建設  
代表取締役 様

契約担任者 印

### 郵便入札対象工事に係る取止め通知書

さきに入札しました下記工事につきましては、下記の理由により執行を取り止めます。

#### 記

- 1 入札公告日 平成 年 月 日
- 2 工事番号 第 号  
工事名称 工事
- 3 工事場所 市 町
- 4 開札日時 平成 年 月 日 時 分
- 5 理 由 のため。